

脱炭素と自然再興に貢献する循環型経済の推進を求める意見書

現在、気候変動抑制に向けた社会の脱炭素化（カーボン・ニュートラル）や、生物多様性の保全と活用への自然再興（ネイチャー・ポジティブ）は、人類社会を持続可能なものにするうえで最も重要な取組の一つである。

今こそ、資源効率性の最大化と環境負荷低減の両立を目指し、大量生産から大量廃棄を生む直線型経済（リニアエコノミー）から、廃棄される製品や原材料などを「資源」と捉え、循環させる新しい経済システムである循環型経済（サーキュラーエコノミー）への転換が必要である。

そのためには、日常生活を支えている物品の材料の生成や加工・製品の製造から廃棄に至るまでの、自然の破壊やエネルギー消費を抑制する循環型経済へとライフスタイル全体を変革する大きな流れを作り出していかなければならない。

具体的には、家電製品や製紙類、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するために、製品を生み出す「動脈産業」と、廃棄物の回収や再利用などを担う「静脈産業」の連携など、産業構造の構築が重要である。

よって、国においては、循環経済関連ビジネスを新たな成長産業として位置付け、脱炭素と自然再興に貢献する循環型経済の実現を目指し、次の措置を講ずるよう要望する。

1 資源循環を促進するための制度創設や施設の整備促進

貴金属等の有価性の高い資源が集約されている家電及び情報通信機器、将来において大量廃棄が予想される太陽光パネル及び蓄電池の部材等に対し、資源循環を促進するための制度の創設や適切な運用、精錬技術の開発や施設の整備を促進すること。

2 動静脈産業の連携による資源循環ビジネスの普及促進

製品の設計や製造の段階から廃棄や再生まで、ライフサイクル全般での環境負荷低減等の実現を目指して、動静脈産業の連携による資源循環ビジネスモデルの普及を促進すること。

3 建築物等の長寿命化を促す制度等の創設

建築物において、スクラップ&ビルドというフロー型からストック型への移行を促進し、設計・計画から施工、維持管理までの全体を通して、長寿命化やリノベーションによる建築物の価値の最大化を図るため、新たな基準の設定や優遇税制の創設を図ること。

4 製品の長期利用等に資するビジネスやサービスの普及拡大

再生品などの二次流通製品の製品安全担保等に関する環境を整備し、製品の適切な長期利用を促進する中古品取引を育成するとともに、製品の長期利用に資するシェアリング及びサブスクリプション等のサービスの普及拡大を図ること。

5 地域や施設における資源循環の導入促進

地域におけるバイオマスエネルギーの利活用により、森林を保全しつつ、木材・木質資源の持続可能な活用を目指す森林・木材循環経済（フォレスト・サーキュラーエコノミー）の実現や、高齢化に伴う大人用紙おむつの利用増加を踏まえ、紙おむつのリサイクルの普及に向けた自治体や事業者の取組を支援すること。

6 より多くの古紙が回収・利用される環境の整備

紙資源循環の一層の推進に向け、洋紙由来の古紙に加えて、段ボール等の板紙由来の古紙や、これまで焼却処分されていた未利用古紙の活用を促進するため、自治体が定める回収対象の古紙の範囲を拡大し、できる限り多くの古紙が回収・再利用される環境を整備すること。

7 衣類の資源循環システムの構築

衣類の多くが有効利用されずに焼却・埋立てされている現状に対して、衣類の耐久性やリサイクルの容易性等を重視し、衣類の環境配慮設計の導入を積極的に進めると同時に、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を通じ、リサイクル素材を活用した衣類を政府や自治体が積極的に使用すること等により、衣類の循環市場を育成すること。

8 建設廃棄物のリサイクルの高度化

建設リサイクル法等により建設廃棄物は約97%が再資源化されているものの、再資源化はダウンサイクルが中心であることから、水平リサイクル・アップサイクルへの転換を進め、量と質の両立を図ること。

9 自然関連及び気候関連の財務情報開示タスクフォースの推進

企業において、自然環境が事業活動等に及ぼす影響に関する情報を開示する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）と、気候変動が事業活動等に及ぼす影響の情報を開示する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に対して、評価基準の創設等を率先して進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

衆	議	院	議	長	
参	議	院	議	長	
内	閣	総	理	大	宛
経	済	産	業	大	て
国	土	交	通	大	
環	境		大	臣	

福島県議会議長 渡辺 義信